

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設について、電波法(第4条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、□Aを受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

(1) □B 無線局で総務省令で定めるもの

(2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、□Cのみを使用するもの

(3) 空中線電力が0.01ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、第4条の2(呼出符号又は呼出名称の指定)の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、□Cのみを使用するもの

(4) □D 開設する無線局

A	B	C	D
1 総務大臣の免許	発射する電波が著しく微弱な	適合表示無線設備	総務大臣の登録を受けて
2 総務大臣の免許	小規模な	型式検定に合格した無線設備	総務大臣に届け出て
3 総務大臣の検査	発射する電波が著しく微弱な	型式検定に合格した無線設備	総務大臣の登録を受けて
4 総務大臣の検査	小規模な	適合表示無線設備	総務大臣に届け出て

A-2 次に掲げる事項のうち、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許申請書を受理し、その申請の審査をする際に審査する事項に該当しないものはどれか。電波法(第7条)の規定に照らし、適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の業務を遂行するに足りる財政的基礎があること。
- 2 工事設計が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合すること。
- 3 周波数の割当てが可能であること。
- 4 総務省令で定める無線局(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

A-3 次の記述は、無線局(注1)の免許の有効期間及び再免許の申請について、電波法(第13条)及び無線局免許手続規則(第17条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 903MHzから905MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するもの及びアマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)を除く。

- ① 無線局の免許の有効期間は、免許の日から起算して□Aを超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間は、①の規定にかかわらず、□Bとする。
- ③ 再免許の申請は、特定実験局(注2)にあっては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間、その他の無線局にあっては免許の有効期間満了前□Cを超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。

注2 特定実験局とは、総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設するものをいう。

- ④ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、③の規定にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C
1 3年	10年	3箇月以上6箇月
2 5年	10年	1箇月以上3箇月
3 3年	無期限	1箇月以上3箇月
4 5年	無期限	3箇月以上6箇月

A-4 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法(第20条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、□A。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を□Bに変更があったときは、変更後船舶を□Bは、□A。
- ③ ②の規定は、航空機局若しくは航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。
- ④ ①から③までの規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に□Cなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	運行する者	申し出で検査を受け
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継する	所有する者	届け出
3 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出で検査を受け

A-5 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則(第21条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。)が別表第2号の3の2に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に□Aのほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が□B以下の無線局の無線設備
- (2) □Cの無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

A	B	C
1 無線従事者	20ミリワット	移動しない無線局
2 取扱者	20ミリワット	移動する無線局
3 取扱者	10ワット	移動しない無線局
4 無線従事者	10ワット	移動する無線局

A-6 次の記述は、義務船舶局等(注)の無線設備の条件について、無線設備規則(第38条の4)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、□Aを使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ② 義務船舶局等の備えなければならない無線設備(遭難自動通報設備を除く。)は、通常操船する場所において、□Bを送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない□C及び第45条の3の5に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ④ ①から③までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣がその規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C
1 J3E電波2,182kHz	遭難通信	ナブテックス受信機
2 J3E電波2,182kHz	船舶の航行に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識
3 F3E電波156.8MHz	船舶の航行に関する通信	ナブテックス受信機
4 F3E電波156.8MHz	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識

A-7 次の記述は、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の範囲について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作の範囲は、次のとおりである。

- ① 次に掲げる通信操作
 - (1) 無線設備の国内通信のための通信操作
 - (2) 船舶地球局、□A、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の□Bのための通信操作
 - (3) 移動局（2）に規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）
 - (4) 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
 - (5) 東は東経175度、西は東経94度、南は南緯11度、北は北緯63度の線によって囲まれた区域内における船舶（□C。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
- ② 次に掲げる無線設備の技術操作
 - (1) 船舶に施設する空中線電力□D以下の無線設備
 - (2) 航空機に施設する無線設備
 - (3) レーダーで（1）及び（2）に掲げるもの以外のもの
 - (4) （1）から（3）までに掲げる無線設備以外の無線設備（放送局の無線設備を除く。）で空中線電力250ワット以下のもの

A	B	C	D
1 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信	旅客船及び漁船を除く	500ワット
2 海岸局、海岸地球局、航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	漁船を除く	1キロワット
3 航空局	国際通信	漁船を除く	500ワット
4 航空局	国際通信（電気通信業務の通信を除く。）	旅客船及び漁船を除く	1キロワット

A-8 無線局（注）の運用の通則に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで及び第57条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。

- 1 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、無線設備、識別信号及び通信方式は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間を超えて運用する場合にはなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A-9 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条、第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中□A当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。
- ② 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□B当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。
- ③ ①及び②の義務船舶局においては、①及び②の規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Cしなければならない。

A	B	C
1 每週1回以上	毎月1回以上	免許人に報告
2 每週1回以上	毎月2回以上	船舶の責任者に通知
3 每日1回以上	毎月1回以上	船舶の責任者に通知
4 每日1回以上	毎月2回以上	免許人に報告

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信において、通常通信電波を使用して呼出し及び応答を行う場合に順次送信する事項を無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第58条の11）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出名称 A

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 B

② 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならず、この応答は、順次送信する次に掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出名称 C

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 D

③ ②の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「どうぞ」を送信するものとする。

	A	B	C	D
1	3回	3回以下	3回	3回以下
2	1回	1回	1回	1回
3	3回以下	1回	3回以下	1回
4	3回以下	3回以下	3回以下	3回以下

A-11 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）における応答について、無線局運用規則（第58条の6）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあってはAに応答するものとする。

② ①の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。

(1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

③ ②の送信に際して直ちに通報を受信することができないときは、その旨をBで明示するものとする。

④ ②の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、②の(6)の「通報の周波数等」にCを明示するものとする。

⑤ 自局に対する呼出しに通報の周波数等が含まれていないときは、応答には、②の(6)の「通報の周波数等」に自局の使用しようとする電波の周波数等を明示するものとする。

	A	B	C
1	5分以内	通報の型式	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2	5分以内	通報の種類	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	10分以内	通報の型式	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4	10分以内	通報の種類	自局の希望する代わりの電波の周波数等

A-12 遭難通信は、どのような場合に、遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A-13 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について、無線局運用規則（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、Aを行なう場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波 B、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いで無線電話を使用する場合

J3E電波2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波 C

(3) 無線電話を使用する場合 ((2)に掲げる場合を除く。)

A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波 C 又は通常使用する呼出電波

A	B	C
1 遭難通信	2,182 kHz	156.65MHz
2 遭難通信	2,187.5 kHz	156.8 MHz
3 遭難通信又は緊急通信	2,182 kHz	156.8 MHz
4 遭難通信又は緊急通信	2,187.5 kHz	156.65MHz

A-14 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを A しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、B を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに C 。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聽守を行わなければならない。

A	B	C
1 その船舶の責任者に通知	当該遭難警報	応答しなければならない
2 その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答してはならない
3 海上保安庁その他の救助機関に通報	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答しなければならない
4 海上保安庁その他の救助機関に通報	当該遭難警報	応答してはならない

A-15 次の記述は、総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）に対する免許内容の変更命令について、電波法（第71条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の A に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の B の指定を変更し、又は人工衛星局の C の変更を命ずることができる。
- ② ①の規定により人工衛星局の C の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 運用	周波数若しくは空中線電力	通信の相手方又は通信事項
2 運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
3 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所
4 目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	通信の相手方又は通信事項

A-16 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し処分を受けることがある。
- 2 6箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 3 6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 4 無線従事者の解任命令の処分を受けることがある。

A-17 次の記述は、無線局の時計、業務書類等の備付けについて、電波法（第60条）及び無線局運用規則（第3条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局には、A その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらのB の備付けを省略することができる。
- ② ①の時計は、その時刻を毎日C 中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

A	B	C
1 正確な時計及び免許状	全部又は一部	正午及び午後8時の2回
2 正確な時計及び免許状	一部	1回以上
3 正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌	全部又は一部	1回以上
4 正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌	一部	正午及び午後8時の2回

A-18 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、A に従つて無線通信業務を行う事業体のB に有害な混信を生じさせないようにC しなければならない。

A	B	C
1 当該構成国の国内法令	無線通信又は無線業務	配慮
2 当該構成国の国内法令	国際通信	設置し及び運用
3 無線通信規則	国際通信	配慮
4 無線通信規則	無線通信又は無線業務	設置し及び運用

A-19 次の記述は、国際電気通信連合憲章（以下「憲章」という。）、国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（以下「無線通信規則」という。）に係る違反の通報について、無線通信規則（第15条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 憲章、条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、これをA に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、この違反を認めた主管庁がB に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、C 。

A	B	C
1 その局の属する主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2 その局の属する主管庁	この違反を行った局	違反を認めた主管庁に通報する
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	違反を認めた主管庁に通報する

A-20 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第49条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、□Aの提示を要求することができる。
□Bは、この検査が容易となるようにしなければならない。□Aは、要求に際して提示することができるよう保管していかなければならない。□A又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② □Aが提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その□Cことができる。

A	B	C
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	設備に係る資料の提示を求める
2 無線通信規則に適合する旨の証明書	船舶の責任者	設備を検査する
3 許可書	局の通信士又は責任者	設備を検査する
4 許可書	船舶の責任者	設備に係る資料の提示を求める

B-1 無線従事者免許証の返納に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者が免許の取消し処分を受けたとき。
イ 無線従事者が日本の国籍を有しない人となったとき。
ウ 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
エ 無線従事者が失そうの宣告を受けたとき。
オ 無線従事者が無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。

B-2 船舶の責任者の命令により行う通信に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 安全呼出し又は安全通報の送信
イ 遭難呼出し又は遭難通報の送信
ウ 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
エ 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
オ 船位通報の送信

B-3 次の記述は、航空機局の運用について、電波法（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の□アに限る。ただし、□イのみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するため□ウことができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、□エ又は使用□オについて、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- 1 航行中及び航行の準備中 2 運用の停止を命ずる 3 電波の型式若しくは周波数
4 航行中 5 受信装置 6 無線電話の送信装置及び受信装置
7 通信の順序若しくは時刻 8 空中線電力 9 必要な措置をとることを求める 10 通信方法

B-4 無線業務日誌の記載事項に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 検査の結果について、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときにその措置の内容
- イ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- エ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- オ 1日の延べ通信時間及び通信回数

B-5 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第15条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、ア、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、イの伝送を行ってはならない（第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要なウで輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局のエ及び、業務の性質上可能な場合には、受信局のエは、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、オにしなければならない。

1 識別表示のない信号 2 不要な伝送 3 最大 4 十分な電力 5 最小限の電力
6 無線通信規則に定めのない略語 7 長時間の伝送 8 位置 9 最小 10 無線設備